

# 令和5年度 認可外保育施設等の無償化の手続きのお知らせ

清瀬市に住所を有し、認可外保育施設等を利用される方に、無償化の制度の内容と必要となる申請手続きのご案内です。

## 1 対象となる方（次のいずれかに該当する方）

- (1) 保育の必要性の認定を受けた世帯の3歳～5歳の児童（4月1日現在の年齢）
  - (2) 保育の必要性の認定を受けた市町村民税非課税世帯（※）の0歳～2歳の児童（4月1日現在の年齢）
- ※ 令和5年4月～8月は令和4年度市町村民税、令和5年9月～令和6年3月は令和5年度市町村税所得割額で判定。
- ※ 既に認可保育所や地域型保育施設、企業主導型保育に通っている場合や預かり保育を実施している幼稚園（一部除く）に通っている場合は、併行しての給付は受けられません。

## 2 対象となる施設と事業

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業で施設の申請に基づき、市が無償化の対象施設となることを「確認」したものに限られます。（清瀬市外の施設は所在自治体で「確認」が受けなければ対象となります。）

## 3 利用料の無償化の限度額

認可外保育施設等の利用料の無償化の限度額は、次の通りです。

- (1) 3歳～5歳の児童：月額上限 37,000円
  - (2) 0歳～2歳の児童：月額上限 42,000円
- ※ 各施設の料金（給食費などを除いた額）と月額上限のいずれか低い額が対象です。
- ※ 利用料には、給食費や延長保育料、教材費、行事代、入園料などは含まれません。（これらの経費は無償化の対象外です。）
- ※ 認可外保育施設等のサービスを複数利用した場合は、その費用を合算した額と月額上限のいずれか低い額が対象です。

## 4 必要な手続き

対象となる方は、施設の**利用開始前**に認定の申請をしていただく必要があります。

- 申請書等**：**①施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号）（ピンク色の紙）**  
**②「保育を必要とする事由」を証明する書類（父・母分 計2枚）【別紙参照】**  
**③保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書**

※ 清瀬市から保育の必要性の認定を受けるためには、保護者のいずれもが、次の事由のいずれかに該当することが必要です。

	項目	保育を必要とする事由
1	就労	保護者が月12日以上かつ月48時間以上働いている場合 （ただし1日4時間を下回る場合は3か月以内に1日4時間以上の就労をすることが必要）
2	出産	保護者が出産する場合（出産予定月及びその前後各2か月の最長5か月以内）
3	疾病・障害	保護者が疾病、負傷、心身の障害などにより児童の保育ができない場合
4	介護・看護	保護者が常時かつ長期に看護、介護にあっている場合
5	災害復旧	保護者が火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあっている場合
6	求職	保護者が求職中の場合（3か月以内に就労することが必要）
7	就学	保護者が週3日以上かつ昼間4時間以上の就学の場合
8	育休特例利用	育休期間中の特例（※育休休業取得前にすでに認可外保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、育児休業の対象の子が1歳になる日の属する年度の年度末（3月末日）まで）
9	みなし育休特例利用	保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、育児休業を取得できない職種の方が、対象の子が1歳になる日の属する年度末（3月末日）まで1～7の事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができます。※詳細は子育て支援課までお問い合わせください。
10	その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※育休特例利用については、既に就労で認定を受けており、育児休業を取られる方が対象となります。初めて新2号認定を受ける方につきましては、認定を受けることはできません。

## 5 提出期限および流れ

提出期限	提出先
利用開始日の前月の20日まで	清瀬市子育て支援課保育・幼稚園係

※ 清瀬市外の認可外保育施設等を利用している方についても、清瀬市への申請となります。



## 6 利用料の無償化の方法（償還払い）

清瀬市では、認可外保育施設等の利用料の無償化は、償還払い（※）により行います。

後日、保護者の皆様から清瀬市子育て支援課へ、無償化分の利用料の請求をしていただき、清瀬市から給付を受けることとなります。（※）利用料は、保護者の皆様から各施設へのお支払いとなります。）

なお、清瀬市への請求方法や期日については別途ご案内いたします。

## 7 食材料費の補助（償還払い）（認可外保育施設のみ対象）

対象児童：令和5年度市町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親等の要保護世帯の場合77,101円未満）の世帯または世帯の小学校就学前のお子様のみで数えて第3子（※）にあたる3歳児クラス以上の児童

対象経費：給食費であって人件費・設備費等を除く食材料費のうち、主食費（ごはん・麺等）は月額3,000円、副食費（おかず等）は月額4,500円の範囲内で実績に応じて補助。

申請方法：施設又は子育て支援課で申請書をお取りいただき(令和5年12月頃配布開始予定)、申請書子育て支援課までご提出ください。

交付方法：年1回（申請された方で、上記対象児童に該当する世帯の保護者に令和6年5月頃に支払い予定しております。）

## 8 良くある問合せ（FAQ）

Q1：無償化の対象額はどのように計算されるのですか？

A1：保育料のうち、給食費等を除いた額が各月の無償化対象額です。

なお、延長保育料や給食費、教材費、行事代、入園料、PTA会費などは無償化の対象外のため、保護者負担です。また、保育料の額が無償化の月上限額を超える場合の差額は保護者負担です。

Q2：無償化の認定はいつまで有効ですか？

A2：清瀬市が決定した認定期間までは有効です。保育の必要性に応じて、清瀬市で認定期間を決定します。

Q3：保育の必要性の認定期間が終了する前にはどのような手続きが必要ですか？

A3：認定期間が終了する前に手続きを行い、保育の必要性の理由の変更や延長などの手続きを行ってください。延長などが出来ない場合や保育の必要性が無くなった場合は、無償化の対象外となります。

Q4：住民税非課税世帯とはどういう場合が対象ですか？

A4：児童の父母の市町村民税が非課税であり、父母の状況により児童と同居する祖父母等の市町村民税も合算して判定する場合があります。

Q5：認定申請書の提出を忘れてしまいました保育施設の利用は出来ないのですか？

A5：認定を受けていない場合、無償化の対象外となりますが、認可外保育施設は引き続きご利用できます。

清瀬市トップページ

⇒「子育て」⇒「保育所・幼稚園・認定こども園」  
⇒「認可外保育施設等」



〒204-8511 清瀬市中里5-842  
清瀬市子育て支援課 保育・幼稚園係  
TEL 042-497-2087